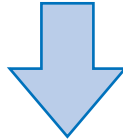


適格年金制度のコンサルティング

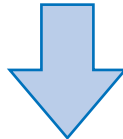
確定給付企業年金法では、適格年金制度について、平成24年3月31日までに確定給付企業年金、確定拠出年金（401K）制度または中小企業退職金共済制度に移行するか、廃止するかのどちらかになります。

適格年金制度をやめた場合…、その後はどうするのか？

- ・ 企業型確定拠出年金制度を導入する。
- ・ 確定給付企業年金制度を導入する。
- ・ 中小企業退職金共済制度に引渡しする。
- ・ 生命保険の利用により退職金支払資金を準備する。



当社では適格年金制度のコンサルティングを致しております。



移行提案としての流れ… 以下の資料が必要です。

(資料1)

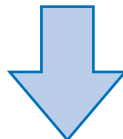
就業規則制度届（退職年金規定・退職金規定）<Check Point>適年は退職金規定の内枠か？
定年退職のみ支給か？

(資料2) 新企業年金保険契約協定書

(資料3) 適格年金決算書類（損益計算書・貸借対照表）

(資料4) 従業員名簿（生年月日・入社年月日・給与）

(資料5) 個人別解約返戻金額表（仮計算資料で可）



1～5の資料が入手できたら…

①コンサルタントするためのExcel資料を作成

②次の順序で経営者に説明

1. 適年の現況について（概論）
2. 御社の財政状況について
3. 適年の移行先について
4. Excel資料にて最適案の提案

*1回目の訪問で、コンサル（移行提案）まで可能！！